

○京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則

平成元年 5月31日

規則第30号

- 改正 平成元年 7月31日規則第51号
平成2年 5月31日規則第58号
平成2年 7月31日規則第72号
平成3年 7月30日規則第32号
平成6年 7月29日規則第38号
平成7年 7月31日規則第40号
平成8年 7月31日規則第37号
平成8年 8月7日規則第42号
平成9年 3月31日規則第187号
平成9年 7月31日規則第40号
平成10年 8月20日規則第49号
平成11年 7月30日規則第33号
平成11年 11月26日規則第68号
平成13年 7月31日規則第35号
平成14年 7月31日規則第40号
平成15年 3月31日規則第108号
平成15年 10月20日規則第66号
平成17年 8月1日規則第39号
平成18年 7月31日規則第29号
平成19年 1月5日規則第82号
平成19年 3月29日規則第96号
平成20年 3月31日規則第111号
平成21年 3月31日規則第99号
平成22年 7月30日規則第25号
平成24年 8月31日規則第25号
平成25年 7月31日規則第27号
平成27年 3月26日規則第85号
平成27年 7月3日規則第22号
平成29年 3月31日規則第90号
平成31年 1月15日規則第59号
平成31年 3月28日規則第96号

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則
(社会保険各法)

第1条 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例（以下「条例」という。）第2条第1項第1号に規定する別に定める社会保険に関する法律は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法
- (2) 船員保険法
- (3) 私立学校教職員共済法
- (4) 国家公務員共済組合法（防衛省の職員の給与等に関する法律において例による場合を含む。）
- (5) 国民健康保険法
- (6) 地方公務員等共済組合法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

（条例第2条第1項第2号アただし書に規定する別に定める児童）

第2条 条例第2条第1項第2号アただし書に規定する別に定める児童は、次に掲げる児童とする。

- (1) 生計を一にする母のある児童で、母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）である者（精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者を除く。）で父でないものと生計を一にするもの
- (2) 生計を一にする父のある児童で、父の配偶者である者（精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者を除く。）で母でないものと生計を一にするもの
- (3) 生計を一にする母のある児童で、母の配偶者であった者（精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者を除く。）で父でないものに扶養されている児童
- (4) 生計を一にする父のある児童で、父の配偶者であった者（精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者を除く。）で母でないものに扶養されている児童

（条例第2条第1項第2号ウに規定する別に定める者）

第2条の2 条例第2条第1項第2号ウに規定する別に定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）をした男子であって現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下「特定婚姻」という。）をしていないもの
- (2) 配偶者の生死が明らかでない男子
- (3) 配偶者から遺棄されている男子
- (4) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
- (5) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている男子
- (6) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない男子
- (7) 特定婚姻によらないで父となった男子であって、現に特定婚姻をしていないもの

（条例第2条第2項第3号に規定する別に定める額）

第3条 条例第2条第2項第3号に規定する所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて別に定める額は、別表の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額とする。

（条例第2条第2項第3号に規定する所得の範囲）

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する所得は、地方税法（以下「法」という。）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が法第1条第2項の規定により課する法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（条例第2条第2項第3号に規定する所得の額の計算方法）

第5条 条例第2条第2項第3号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から80,000円を控除した額とする。

2 次の各号に規定する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定により計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 前項に規定する市町村民税につき、法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号若しくは第10号の2の規定による控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 前項に規定する市町村民税につき、法第314条の2第1項第6号の規定による控除を受けた者についてはその控除の対象となった障害者1人につき270,000円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）、同項第8号の規定による控除を受けた者（婚姻によらないで母となった女子であつて、現に特定婚姻をしていないもののうち、扶養親族（法第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）その他その者と生計を一にする親族（地方税法施行令第46条の2第2項に規定する者に限る。）を有する所得割（法第292条第1項第2号に規定する所得割を

いう。以下この号において同じ。)の納税義務者(同項第13号に規定する合計所得金額が1,250,000円を超える者に限る。以下この号において同じ。)及び婚姻によらないで父となった男子であって、現に特定婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする親族(地方税法施行令第46条の2の2第2項に規定する者に限る。)を有し、かつ、同号に規定する合計所得金額が5,000,000円以下である所得割の納税義務者を含む。)についてはその者につき270,000円(当該控除を受けた者が法第314条の2第3項に規定する寡婦(婚姻によらないで母となった女子であって、現に特定婚姻をしていないもののうち、扶養親族である子を有し、かつ、同号に規定する合計所得金額が5,000,000円以下である所得割の納税義務者を含む。)である場合には、350,000円)、同条第1項第9号の規定による控除を受けた者についてはその者につき270,000円

(3) 前項に規定する市町村民税につき、法附則第6条第5項の規定による免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

3 その所得が生じた年の翌年の1月1日以後に災害により生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額の合計額が第1項の規定により計算したその所得の額(以下「合計所得金額」という。)の10分の1に相当する額(第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額)を超えるに至ったときは、その超えるに至った日後に受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に災害により生じた同条第1項第1号に規定する損失の金額の合計額(次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額)を合計所得金額から控除するものとする。

(1) 合計所得金額から控除すべき前項第1号に規定する雑損控除額に相当する額がある場合において、当該雑損控除額の計算の基礎となった損失の金額のうち災害により生じた損失の金額があるとき その金額の合計額

(2) 前号に規定する雑損控除額に相当する額がない場合 合計所得金額の10分の1に相当する額

4 その所得が生じた年の翌年の1月1日以後に支払った対象者(条例第2条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。)に係る法第314条の2第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額が合計所得金額の100分の5に相当する額と100,000円とのうちいずれか低い額(第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額)を超えるに至ったときは、その超えるに至った日後にその者が受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に支払ったその者に係る同条第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額(次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額)と2,000,000円(第1号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には、2,000,000円からその額を控除した額)とのうちいずれか低い額を合計所得金額から控除するものとする。

(1) 合計所得金額から控除すべき第2項第1号に規定する医療費控除額に相当する額があ

る場合において、当該医療費控除額の計算の基礎となった医療費の金額のうち当該対象者に係る医療費の金額があるとき その金額の合計額

- (2) 前号に規定する医療費控除額に相当する額がない場合 合計所得金額の100分の5に相当する額と100,000円とのうちいずれか低い額
(受給者証の交付申請)

第6条 条例第3条第1項の規定により申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 医療費の支給を受けようとする者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 医療費の支給を受けようとする者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）の氏名、住所及び連絡先
- (3) 医療費の支給を受けようとする者が加入している社会保険に関する事項
- (4) 医療費の支給を受けようとする者が条例第2条第1項各号のいずれかに該当することとなった事情及びその発生日
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 主たる生計維持者の前年（申請が1月から7月までの間であるときは、前々年とする。以下同じ。）の所得の額（前条第2項第1号から第3号までの規定に該当するときは、前年の所得の額及び当該各号に掲げる額）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに当該主たる生計維持者の扶養親族等の有無及び数に関する当該市町村長の証明書
- (2) 主たる生計維持者の前年の所得が別表の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額を超える場合において、前条第3項又は第4項の規定による控除の対象となるときは、これらの規定による計算の基礎を明らかにした書類
- (3) その他市長が必要と認める書類
(受給者証の様式等)

第7条 条例第3条第2項に規定する受給者証（以下「受給者証」という。）は、福祉医療費受給者証（別記様式）とする。

- 2 受給者証の有効期限は、毎年7月31日とし、8月1日に更新する。ただし、当該有効期限前に対象者でなくなることが明らかであるときは、対象者でなくなる日の前日を有効期限とする。
- 3 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）又はその保護者（条例第3条第1項に規定する保護者をいう。以下同じ。）は、毎年6月1日から同月30日までの間に交付申請書に前条第2項各号に掲げる書類を添えて、市長に受給者証の更新を申請することができる。
- 4 受給者又はその保護者は、受給者証の有効期限が到来したときは、当該受給者証を直ちに市長に返還しなければならない。
(申請の却下)

第8条 市長は、第6条第1項又は前条第3項の規定による申請があった場合において、対象者でないとして認定したときは、当該申請者に対し、次に掲げる事項を記載した文書により通知する。

- (1) 申請があった日
- (2) 医療費の支給を受けようとした者の氏名及び住所
- (3) 対象者でないとして認定した理由
- (4) その他市長が必要と認める事項
(受給者証の再交付)

第9条 受給者又はその保護者は、受給者証が破れ、汚れ、又は紛失したときは、次に掲げる事項を記載した申請書により、市長に受給者証の再交付を申請することができる。

- (1) 受給者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 申請の理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 受給者又はその保護者は、受給者証が破れ、又は汚れた場合において、前項の申請をしようとするときは、同項の申請書に当該受給者証を添えなければならない。

3 受給者又はその保護者は、受給者証を紛失したため再交付を受けた場合において、紛失した受給者証を発見したときは、当該発見した受給者証を速やかに市長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

第10条 条例第3条第3項本文に規定する別に定める病院、診療所又は薬局は、別に告示するものとする。

(条例第4条第1項各号列記以外の部分に規定する別に定めるもの)

第11条 条例第4条第1項各号列記以外の部分に規定する別に定めるものは、京都市学童歯対策事業に係る医療の給付とする。

(医療費の支給申請等)

第12条 条例第5条に規定する場合を除き、条例第4条の規定による医療費の支給を受けようとする受給者又はその保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 受給者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 申請する医療費の額
- (3) 申請の理由
- (4) 受給者が受けた診療に関する事項
- (5) 受給者が加入している社会保険に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、受給者証及び条例第4条の規定により支給を受けることができる医療費の額を証明する書類その他市長が必要と認めるものを添えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、申請に係る医療費が条例第4条の規定により支給を受けることができる医療費であると認めたときは、支給額を決定し、その旨を文書により当該申請者に通知するものとする。

(異動の届出)

第13条 受給者又はその保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 交付申請書又はその添付書類の記載事項に変更を生じたとき。
- (2) 生活保護法の規定による保護を受けることとなったとき。
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療給付を受けることとなったとき。
- (4) 国民健康保険法第6条第11号の規定に該当することとなったとき。
- (5) 京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定による医療費の支給を受けることとなったとき。

2 前項の規定による届出には、次に掲げる事項を記載した異動届に受給者証を添えなければならない。

- (1) 受給者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 異動の内容及び年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 受給者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者又は受給者の保護者は、前2項の例により届け出なければならない。

4 市長は、第1項又は前項の届出に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。

5 市長は、第2項の規定により受給者証が提出された場合において、受給者が引き続き対象者であるときは、当該受給者証に異動事項を記載したうえ、当該提出者に返還するものとする。

(身分を証する書類の携帯)

第14条 条例第8条の規定により質問をする職員は、別に定めるところにより、その身分を証する書類を携帯し、対象者その他の関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(第三者の行為による被害の届出)

第15条 受給者又はその保護者は、条例第4条の規定による医療費の支給の原因となる疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであるときは、次に掲げる事項を記載した文書により直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 受給者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 当該第三者の行為の日時及び場所並びに被害の状況
- (3) 当該第三者に関する事項
- (4) 当該第三者の行為により生じた損害の賠償の有無
- (5) その他市長が必要と認める事項

(医療費の返還請求)

第16条 市長は、条例第9条又は第10条の規定により医療費の全部又は一部を返還させることを決定したときは、次に掲げる事項を記載した文書により請求するものとする。

- (1) 受給者又は返還する者の氏名及び住所
- (2) 返還を求める金額及びその理由
- (3) 返還に係る医療の内容
- (4) 納期限
- (5) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例第4条の規定による医療費の支給に関し必要な事項は、子ども若者はぐくみ局長が定める。

附 則

この規則は、平成元年6月1日から施行する。

附 則 (平成元年7月31日規則第51号)

この規則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則 (平成2年5月31日規則第58号)

この規則は、平成2年6月1日から施行する。

附 則 (平成2年7月31日規則第72号)

この規則は、平成2年8月1日から施行する。

附 則 (平成3年7月30日規則第32号)

この規則は、平成3年8月1日から施行する。

附 則 (平成6年7月29日規則第38号)

この規則は、平成6年8月1日から施行する。

附 則 (平成7年7月31日規則第40号)

この規則は、平成7年8月1日から施行する。

附 則 (平成8年7月31日規則第37号)

この規則は、平成8年8月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定中「附則第35条第6項」を「附則第35条第5項」に改める部分は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年8月7日規則第42号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成9年3月31日規則第187号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の京都市母子家庭等医療費支給条例施行規則の規定により交付された福祉医療費受給者証は、この規則による改正後の京都市母子家庭等医療費支給条例施行規則の規定により交付された福祉医療費受給者証とみなす。

附 則 (平成9年7月31日規則第40号)

この規則は、平成9年8月1日から施行する。

附 則 (平成10年8月20日規則第49号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成11年7月30日規則第33号)

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則 (平成11年11月26日規則第68号)

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

附 則 (平成13年7月31日規則第35号)

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月31日規則第40号)

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日規則第108号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年10月20日規則第66号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成17年8月1日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年7月31日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市母子家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、平成18年8月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成19年1月5日規則第82号）

この規則は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第96号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第111号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第99号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月30日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月31日規則第25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2号様式（裏面）注意事項2の改正規定（「の一部」を削る部分を除く。）は、平成24年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成25年7月31日規則第27号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成27年3月26日規則第85号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年7月3日規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成29年3月31日規則第90号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成31年1月15日規則第59号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、平成30年8月1日以後に京都市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第1項の規定による申請をした者(同年6月1日から同月30日までの間にこの規則による改正前の京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第7条第3項の規定による申請をした者を含む。)に係る同条例第2条第2項第3号に規定する所得の額の計算方法から適用し、同年8月1日前に同条例第3条第1項の規定による申請をした者(同年6月1日から同月30日までの間に改正前の規則第7条第3項の規定による申請をした者を除く。)に係る同号に規定する所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月28日規則第96号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第3条の規定は、平成31年8月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

別表（第3条及び第6条関係）

区分		金額
1	扶養親族等がないとき。	円 2,360,000
2	扶養親族等が1人であるとき。	2,740,000
3	扶養親族等が2人以上であるとき。	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別記様式（第7条関係）

（表面）

(福) 福祉医療費受給者証						(親)	
負担者番号							
受給者番号							
受給者	住所						
	氏名						
	生年月日	年	月	日	※		
有効期間		年 月 日から		年 月 日まで			
発行機関名及び印							
交付年月日		年 月 日					
備考 ※印は、これに代えて男女の別を記載すること。							

(裏面)

注意事項

- 1 この証は、保険医療機関等から診療又は訪問看護（指定訪問看護事業者によるものをいう。以下同じ。）を受けるためのものですから、大切に保管してください。
- 2 京都府の区域内の保険医療機関等から診療又は訪問看護を受ける場合（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療給付を受ける場合を除く。）は、被保険者証、加入者証又は組合員証に添えて、この証を必ず窓口へ提出してください。
なお、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療給付を受けた場合又は京都府の区域外の保険医療機関等から診療若しくは訪問看護を受けた場合その他やむを得ない事情によりこの証を提出しないで診療又は訪問看護を受けた場合は、ひとり親家庭等医療の支給を市長に申請することができます。
- 3 次の事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、その旨を市長に届け出てください。
 - (1) 氏名又は住所
 - (2) 扶養関係又は世帯の状況
 - (3) 加入している医療保険又はその内容
- 4 この証が破れたり、汚れたり、紛失したりしたときは、再交付を受けてください。
- 5 有効期限を経過したとき、又は資格がなくなったときは、この証を使用することができませんから、直ちに市長に返してください。
- 6 不正にこの証を使用したときは、支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返していただくほか、刑法により罰せられることがあります。
- 7 往診の際の車代、薬の容器代、個室専用料等保険の給付外であるものは、ひとり親家庭等医療費の支給対象とはならないので、御承知ください。
- 8 京都府の区域外の保険医療機関等では、ひとり親家庭等医療費の支給を受けることができません。
なお、京都府の区域内の保険医療機関等でも支給を受けることができない場合があります。